

レクリエーション公認指導者養成課程認定校優秀学生表彰規程

制定 平成 29 年 11 月 21 日

改正 令和 2 年 2 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、課程認定校(以下、「認定校」という)において、公益財団法人日本レクリエーション協会(以下「日レク」という)公認指導者資格を取得する者(以下「学生」という。)の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 表彰の名称は、レクリエーション公認指導者養成課程認定校優秀学生賞とする。

(対象)

第 3 条 表彰は、レクリエーション公認指導者資格を取得する者で、次の各号の一に該当する個人に対して行うものとする。

- (1) 学業等により、認定校において優れた評価を受け、レクリエーション公認指導者としての名誉を高める活躍が期待される個人
- (2) レクリエーションに関する課程活動において、環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動、災害救援、人命救助、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となった個人又は社会的に評価を受け、レクリエーション公認指導者の名誉を高める活躍が期待される個人
- (3) その他前号に準ずるもので、本賞に相応しく、レクリエーション公認指導者としての名誉を高める活躍が期待される個人

(候補者の推薦)

第 4 条 認定校の代表者は、前条各号の一に該当すると認められる個人を別記様式 1 により日レク理事長宛に推薦することができる。

(学生表彰選考方法)

第 5 条 前条により推薦のあった個人が表彰を受けるに相応しいかどうかの選考は、日レクに設置する公認指導者資格認定委員会(以下「委員会」という。)で行う。

(表彰の決定)

第 6 条 表彰の決定は、委員会の議を経て、日レク理事長が行う。

(表彰方法)

第7条 表彰は、日レク理事長が別記様式2による表彰状を授与することにより行う。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、日レク事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この規程を改正する場合は、委員会の議を経て、日レク理事長が行う。

第10条 この規程を廃止する場合は、委員会の議を経て、日レク理事長が行う。

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、日レク事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。